



埼玉県報

第412号
令和5年(2023年)
5月12日
金曜日

目次

告示

- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告（情報システム戦略課）
- 令和5年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業に関する入札公告（スポーツ振興課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 豊野用排水土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 住民監査請求に係る監査結果の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

令和五年埼玉県告示第四百十一号（職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告）は、取り消す。

令和五年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第五百七十七号

令和五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和五年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川越市	南古谷第六	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川越市	高階第四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川越市	高階第五	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡八	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生六	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川口市	中央六	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川口市	中央九	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
川口市	青木一	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
秩父市	落合第一	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
秩父市	落合第二	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで

小川町	青山四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
小川町	青山五	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
ときがわ町	西平二	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
ときがわ町	西平三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
横瀬町	拾壹番	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬一	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
東秩父村	御堂二	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
東秩父村	御堂三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
神川町	阿久原十三	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで
神川町	阿久原十四	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書等による。

(3) 履行期間

事業契約締結の日から令和24年3月31日（月）まで（設計・建設期間は事業契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで、開業準備期間は令和9年4月1日（木）から令和9年6月30日（水）まで、運営・維持管理期間は令和9年7月1日（木）から令和24年3月31日（月）まで）。

(4) 履行場所

埼玉県川口市道合390ほか

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 本事業の入札参加者の構成等

ア 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運營業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）及び本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むこと。

イ 同一の者（その者の子会社又は親会社を含む。）が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者が兼ねてはならない。

※「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいい、「親会社」とは、同条第4号に規定する親会社をいう。

ウ 入札参加者のうち、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」、SPCに出資を予定するがSPCから直接業務を受託しない又は請け負わない企業を「その他企業」として位置づけ、参加表明書等提出時に構成員、協力企業又はその他企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

エ 入札参加者は、参加表明書等提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員、協力企業及びその他企業は、いずれも次に掲げる参加資格要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

オ 電子交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

カ 直近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

ク 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ケ 本事業において、アドバイザー業務に関与した株式会社三菱総合研究所、株式会社ランド、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業及びこれらの企業と資本面又は人事面で関係のある者が参加していないこと。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

コ 本事業に係る他の入札参加者の構成員、協力企業又はその他企業でないこと。

サ 審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面で関係のある者でないこと。

シ 公益財団法人埼玉県スポーツ協会又は一般社団法人埼玉県水泳連盟でないこと。

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。また、各業務に当たる者は、それぞれ次のアからエまでに掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

ア 設計又は工事監理に当たる者

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(4) 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録されている者であること。

(7) 平成15年4月1日以降に完了したもので、次に掲げるいずれかの新築又は改築の実設計実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、この実績は、設計に当たる者又は工事監理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

a 25m以上の屋内公認プール施設の実設計実績

b 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を含むもの）の実設計実績

イ 建設に当たる者

(7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者であること。

(ロ) 参加表明書等の提出締切日において、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,200点以上であること。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(ハ) 平成15年4月1日以降に元請として完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの新築又は改築の施工実績を有していること。なお、共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上のものに限る。）としての実績を含むものとする。また、この実績は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

a 25m以上の屋内公認プール施設の建築工事の施工実績

b 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの）の建築工事の施工実績

ウ 運営に当たる者

平成20年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること。なお、この実績は、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

エ 維持管理に当たる者

(イ) 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。

(ロ) 平成20年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。なお、この実績は、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部スポーツ振興課スポーツ施設担当 風間 電話048-830-6951（直通）

(2) 入札説明書等の交付方法

埼玉県県民生活部スポーツ振興課のホームページからダウンロードすること。

(3) 入札書受付期間

令和5年9月19日（火）から令和5年9月29日（金）午後4時まで
なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

本庁舎県民生活部会議室（予定） 令和5年9月29日（金）午後4時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に郵送又は持参により令和5年6月19日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

審査委員会は、予定価格の範囲内で定性評価値及び価格評価値の合計値である総合評価値が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

県は、当該最優秀提案者の選定結果を踏まえて落札者を決定する。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(10) その他詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Project

Management of Indoor 50-Meter Swimming Pool Facility in Saitama
Prefecture run by Saitama Prefecture based on developer`s PFI design
and outsourcer`s BTO management.

(2) Time-limit for tender: 5:00 pm, September 29, 2023.

(3) Contact point for the notice: Sports Promotion Division, Department
of Public Services, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1,
Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Tel. 048-830-6951

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市黒田百六十九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） ナイキジャパングループ合同会社 職務執行者 小林哲二

東京都港区赤坂九丁目七番一号 外 計百九者

（変更後） ナイキジャパングループ合同会社 職務執行者 小林哲二

東京都港区赤坂九丁目七番一号 外 計百十者

ハ 変更年月日

令和五年四月一日外

ニ 届出年月日

令和五年四月二十四日

二 縦覧期間

令和五年五月十二日から令和五年九月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年五月十二日から令和五年九月十二日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、豊野用排水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	石塚 光夫	埼玉県春日部市赤沼千二百二十八番地
同	鈴木 功	同 六百九番地
同	岩井 庄治	同 千二百七十二番地一
同	石井 和彦	同 千四百二十九番地
同	持木 正廣	同 銚子口五百四十七番地
同	野邊 光久	同 二百二十九番地
同	小川 利雄	同 藤塚二百番地
同	島村 藤雄	同 二千二百八十八番地
同	岡本 美知男	同 千二百九十九番地
監事	川鍋 三佐雄	同 銚子口六百二十番地
同	川鍋 雄一	同 赤沼百八十七番地
同	飯島 孝	同 銚子口八百六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	飯島 孝	埼玉県春日部市銚子口八百六番地
同	小川 利雄	同 藤塚二百番地
同	志藤 和博	同 赤沼七百十二番地
同	関根 昭次郎	同 千三百二十七番地
同	岩井 寿	同 千五百五十九番地
同	川鍋 三佐雄	同 銚子口六百二十番地
同	村澤 孝重	同 同 五百七十五番地
同	島村 藤雄	同 藤塚二千二百八十八番地
同	野口 清次	同 同 八百三十一番地
監事	中村 政雄	同 同 赤沼千五十二番地
同	野邊 光久	同 同 銚子口二百二十九番地

監事 日向武雄

埼玉県春日部市六軒町百九十四番地

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年五月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年二月七日

指令川建セ第〇三〇一八一号

二 検査済証番号

令和五年五月八日

川建セ第〇五〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字南十条字流作場一番四外五筆、字庚申塚三十九番五外三筆、字川原田七十六番二外八筆、字淵ノ上五百五十番一、五百五十番四、字柳原五百五十五番一外三筆、字稻荷下六百三十二番二、六百三十二番二地先道路、字上川原六百三十四番一外十筆、字大縄畑六百三十六番二外四筆、大字北十条字北根八百五十九番外四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田和泉町一番地

Y K K A P 株式会社 代表取締役 魚津 彰

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年五月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第二号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
令和五年五月十 二日	指定の年月日
七百三番三 埼玉県児玉郡上里町大字七本木字古新田前二千	指定に係る道路の位置
二十五・四二	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・四九〇五・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和五年五月十二日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間嶋 順一

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

上尾市 鈴木 光 治

2 請求書の受付

令和5年3月20日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨及び措置の内容

令和3年度の埼玉県議会議員による政務活動費に不当な支出があったので、

埼玉県議会議員自由民主党議員団	719,506円
無所属県民会議	4,800円
埼玉民主フォーラム	18,600円
日本共産党埼玉県議会議員	63,518円
龍志会	300円

を県に返還させるよう埼玉県知事に対して措置請求する。

(2) 請求の原因

埼玉県は毎年埼玉県議会議員に政務活動費を支給している。令和3年度の政務活動費の不当な支出を示す。

ア 埼玉県議会議員の各位は政務活動費の支出に係る領収書の記載について不備、不足があり、その支出は認められない。

イ 領収書の宛名は発行者が書かなければならない。

ウ 領収書の宛名は氏名を書かなければならない。

エ 領収書は後日に加筆はできない。

オ 党印を発行者は持っておらず、後日第三者が押印したもので無効である。

カ 用途を明らかにしなければならない。

キ 政務活動の対象外への支出は認められない。

ク 各事業の運営費に政務活動費は充当できない。

ケ 宗教活動への支出は認められない。

コ 用途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず用途不明になるので、上記の記載内容が不足していれば支出は証明されず、偽造とみられる。

よって本件の請求に到る。

(3) 以下の使用を指摘する(整理番号及びページは政務活動費領収書等貼付用紙のもの)。

ア 整理番号2 P13 令和3年4月12日 埼玉県議会自由民主党議員 高橋正雄
6,000円 グラウンドゴルフ同好会の運営費は政務活動費の支出の対象ではない。

よって資料代1,000円その他5,000円は返還されるべき。

イ 整理番号44 P43 令和3年5月14日 埼玉県議会自由民主党議員 飯塚俊彦
故人の業績を表彰する活動は政務ではない。よって3,000円は返還されるべき。

- ウ 整理番号3 P53 令和3年5月31日 埼玉県議会自由民主党議員 藤井健志
ティーボール大会の運営費は政務活動費の支出の対象ではない。
よって会合費10,000円その他50,000円は返還されるべき。
- エ 整理番号39 P71 令和3年6月9日 埼玉県議会自由民主党議員 宛名なし
勉強会という用途はない。よって700円は返還されるべき。
- オ 整理番号32-1 P79 令和3年6月30日 埼玉県議会自由民主党議員
田村琢実 調査研究補助という用途はない。よって121,000円は返還されるべき。
- カ 整理番号75 P107 令和3年7月20日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし 勉強会という用途はない。よって660円は返還されるべき。
- キ 整理番号81 P117 令和3年7月28日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし 勉強会という用途はない。よって800円は返還されるべき。
- ク 整理番号30 P177 令和3年9月7日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって1,000円は返還されるべき。
- ケ 整理番号67 P178 令和3年9月7日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって1,000円は返還されるべき。
- コ 整理番号68-1 P196 令和3年9月30日 埼玉県議会自由民主党議員
田村琢実 調査研究補助という用途はない。よって121,000円は返還されるべき。
- サ 整理番号235 P264 令和3年11月23日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし。勉強会という用途はない。よって1,200円は返還されるべき。
- シ 整理番号238 P265 令和3年11月24日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし。勉強会という用途はない。よって3,000円は返還されるべき。
- ス 整理番号131 P267 令和3年11月26日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって1,000円は返還されるべき。
- セ 整理番号179 P268 令和3年11月26日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって5,000円は返還されるべき。
- ソ 整理番号241 P269 令和3年11月26日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし。勉強会という用途はない。よって1,000円は返還されるべき。
- タ 整理番号35 P271 令和3年11月30日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって2,270円は返還されるべき。
- チ 整理番号259 P290 令和3年12月15日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって2,901円は返還されるべき。
- ツ 整理番号104-1 P308 令和3年12月28日 埼玉県議会自由民主党議員
田村琢実 調査研究補助という用途はない。よって121,000円は返還されるべき。
- テ 整理番号109 P313 令和4年1月1日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって60,165円は返還されるべき。
- ト 整理番号290 P337 令和4年1月20日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。勉強会という用途はない。よって400円は返還されるべき。
- ナ 整理番号58 P349 令和4年2月9日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって3,240円は返還されるべき。
- ニ 整理番号35 P326 令和3年7月1日 埼玉県議会自由民主党議員
請負業者名は公開されるべき。用途未確認のため214,170円は返還されるべき。

- ヌ 整理番号115 P96 令和3年9月17日 無所属県民会議 岡重夫
グラウンドゴルフは政務ではない。会報費の他 1,800 円は返還されるべき。
- ネ 整理番号39 P3 令和3年5月28日 無所属県民会議 柿沼貴志
精神活動、宗教活動は政務から外すべき。よって会費 1,000 円は返還されるべき。
- ノ 整理番号256 P46 令和4年2月6日 無所属県民会議 石川忠義
歴史思想観は議員が働きかける事ではない。よって政務活動の対象ではないので
2,000 円は返還されるべき。
- ハ 整理番号11 P53 令和3年7月10日 埼玉民主フォーラム 田並尚明
年金組合活動は政務活動ではない。よって 3,000 円は返還されるべき。
- ヒ 整理番号3 P80 令和3年9月22日 埼玉民主フォーラム 水村篤弘
7,800 円 家庭倫理の会
整理番号8 P147 令和4年3月27日 埼玉民主フォーラム 水村篤弘
7,800 円 家庭倫理の会
倫理、精神活動は政治と分離されるべき。
よって $7,800 \times 2 = 15,600$ 円は返還されるべき。
- フ 整理番号57 P11 令和3年5月13日 日本共産党埼玉県議会議員
守屋裕子 同伴者の食事は支出できない。よって 2,248 円は返還されるべき。
- ヘ 整理番号74 P12 令和3年5月19日 日本共産党埼玉県議会議員
秋山もえ 同伴者の食事は支出できない。よって 4,540 円は返還されるべき。
- ホ 整理番号117-1 P18、19、20、23 日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子、村岡正嗣、秋山もえ 事務員のセミナー代は支出できない。
よって $6,000 \times 3 = 18,000$ 円は返還されるべき。
- マ 整理番号216 P30 令和3年8月6日 日本共産党埼玉県議会議員
前原かづえ、守屋裕子、秋山もえ 同伴者の食事は支出できない。
よって 1,850 円は返還されるべき。
- ミ 整理番号345-1 P49、50、51 日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子、村岡正嗣、前原かづえ、秋山もえ 事務員のセミナー代は支出できない。
よって $7,000 \times 2 = 14,000$ 円は返還されるべき。
- ム 整理番号467-1 P63、65、67、70 令和4年1月17日 日本共産
党埼玉県議会議員 柳下礼子、村岡正嗣、前原かづえ、守屋裕子 事務員のセミナー
代は支出できない。よって $7,000 \times 3 = 21,000$ 円は返還されるべき。
- メ 整理番号483 P72 令和4年1月24日 日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子、前原かづえ 同伴者の食事は支出できない。
よって 1,000 円は返還されるべき。
- モ 整理番号518 P76 令和4年2月7日 日本共産党埼玉県議会議員 前原か
づえ、秋山もえ 同伴者の食事は支出できない。よって 880 円は返還されるべき。
- ヤ 整理番号14 P5 令和3年9月22日 龍志会 浅野目義英
精神活動、宗教活動は政務から外すべき。よって 300 円は返還されるべき。

別紙事実証明書

1 政務活動費領収書等貼付用紙

第2 監査委員の除斥

本件請求については、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2に定める直接の利害関係者に当たるため、除斥とした。

第3 請求の要件審査

令和5年3月31日、監査委員会議を開催し、本件請求が自治法第242条第1項に定める要件を備えているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

令和3年度の政務活動費に係る支出のうち、請求人が措置請求するものを監査対象事項とした。

2 監査対象機関

議会事務局を監査対象機関とした。

3 証拠の提出及び陳述

令和5年4月19日、自治法第242条第8項の規定に基づき、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、同項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 議会事務局の陳述の要旨

ア 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派又は議員が行う調査研究その他の活動の費用への交付を自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の自治法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、従来の条例等を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」（以下「規程」という。）及び「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）に改正し、平成25年度交付分から適用している。

イ 政務活動費の事務処理について

会派の代表者は、政務活動費を充当した経費について、年度終了日の翌日から30日以内に、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例、規程及び運用指針（以下「条例等」という。）に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返還手続を行っている。

ウ 請求人の主張について

(ア) 請求内容(3)エ、カ、キ、ク、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ナにある「埼玉県議会議員の各位は政務活動費の支出に係る領収書の記載について不備、不足がありその支出は認められない」と主張し、「領収書の宛名は発行者が書かなければならない」「領収書の宛名は氏名を書かなければならない」「領収書は後日に加筆はできない」と指摘していることについてであるが、運用指針では、証拠書類として提出される領収書について「領収書に一般に記載されている事項」として、記載事項を①年月日②金額③使途④発行者⑤会派名又は議員名の宛名としている。

一方で、運用指針では、領収書への5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」としている。

したがって、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められ、また、補記も様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらないと考える。

以上を踏まえ、請求人が領収書の「宛名なし」「宛名なきものは無効」と主張している証拠書類について確認したところ、いずれも「会派名の宛名」が余白に補記されていることから、当該支出は、条例等に合致した適正な支出である。

(イ) 請求内容(3)エ、カ、キ、サ、シ、ソ、トにある「使途を明らかにしなければならぬ」「使途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず使途不明となる」「勉強会という使途はない」と指摘していることについてであるが、運用指針では、調査研究費において、対象となる活動の例として勉強会への充当が認められている。

また、請求内容(3)オ、コ、ツにある「調査研究補助という使途はない」と指摘していることについては、運用指針で使途欄を記入する際は「運用指針の『政務活動費を充当できる経費の主な例』を参考にすること」と定められており、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないと考える。

以上を踏まえ、当該支出は、条例等に合致した適正な支出である。

(ウ) 請求内容(3)ア、イ、ウ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、ヤにある「政務活動の対象外への支出は認められない」、「各事業の運営費に政務活動費は充当できない」「宗教活動への支出は認められない」と指摘していることについては、議員活動が広範かつ多様のため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の可否は判断できないものと考えられ、例えば、グラウンドゴルフやティーボールの各団体の活動への参加に関しては、議員にとって地域コミュニティ団体の会員と親睦を深め、参加会員から要望・意見や地域課題等を直接聞いたり、意見交換ができる重要な機会であり、さらに、「各種団体等との意見交換」や「各種団体等が開催する会議、式典等への参加」に要する費用、各種団体との年会費、会報等資料の費用及び交通費については、運用指針において、充当することが認められている。

また、団体の集会や意見交換会への参加について、各々議員に確認したところ、団体の関係者や会員との意見交換等はあったものの、議員として当該団体の活動に参加したわけではなく、歴史思想観の働きかけや宗教活動などは一切行っていないとの回答を得ている。

以上を踏まえ、当該支出は、条例等に合致した適正な支出である。

(エ) 請求内容(3)フ、へ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モにある「事務員及び同伴者に対する、セミナー・食事代は支出できない」と指摘していることについては、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

また、請求内容(3)ニにある「請負業者名は公開されるべき」と指摘していることについては、業者名が個人情報に該当することから、「埼玉県議会情報公開条例」の規定に基づき、個人情報を伏して公開している。

4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述と合わせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を令和5年4月19日に実施し、以下の説明があった。

(1) 政務活動費の根拠規定について

政務活動費については、自治法第100条第14項に規定されている。自治法が平成24年9月に改正され、政務活動に充当できる経費の範囲を条例で定めることになり、条例の中で政務活動費に充当できる経費の範囲を定めている。

さらに、条例の委任を受け規程により政務活動費を交付してから収支報告書が提出されるまでの手続等について規定している。

運用指針では、基本原則や留意事項、事務処理の細部に係る内容を定めている。

(2) 政務活動費の支出の性格について

交付金として支出している。年度末に精算して会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続により返還する。翌年度に繰り越すことはできない。

(3) 政務活動費の交付事務と審査、使途基準について

条例に基づき、四半期ごとに、会派からの請求により交付している。概算払いで支払い、年度末に精算する。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が条例等に合っているか書面審査を行い、疑義や不明な点がある場合や書類に不備がある場合には意見を付して会派に再確認を行い受領している。

審査に当たっては、1つの事案に対し事務局職員3人体制で複数の目でチェックしている。

政務活動費は、条例に基づき、各会派に対して、月額50万円に会派の所属議員の人数を乗じた額が交付される。

議員の政務活動費の使途は、運用指針を基準にして決めている。

議会事務局の事前のチェックにより領収書貼付用紙への記載等を修正してもらったものはあるが、最終的な収支報告書等を議会事務局からの指摘で修正したものは、令和3年度においては無い。

運用指針上問題がなくても、疑義があるものについては、対外的に説明ができるかどうかの観点で、会派に再確認を依頼している。

(4) 証拠書類について

運用指針では、証拠書類として提出される領収書について、「領収書に一般に記載されている事項」として、記載事項を、①年月日②金額③使途④発行者⑤会派名又は議員名の宛名と定めている。

さらに、運用指針では、領収書への5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」と定めている。

したがって、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められると考えている。

請求人が指摘している書類を確認したところ、すべてに宛名についての補記があった。

なお、補記は様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらないと考える。

宛名に第三者が党印を押印したという請求人の主張については、党印とは何を指しているのか不明である。仮に党名の判子のことを指してそれを宛名に第三者が押印したとの主張であるなら、領収書を確認したところ宛名に判子が押されている領収書はないことを確認した。

請求人は「用途を明らかにしなければならない」「用途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず用途不明となる」と主張し、「勉強会という用途はない」と指摘しているが、運用指針では、用途欄を記入する際は「運用指針の『政務活動費を充当できる経費の主な例』を参考にすること」と定められており、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないと考える。

また、業務の請負者が個人情報に該当する場合は、「埼玉県議会情報公開条例」の規定に基づき請負者名を伏して公開している。

(5) 各種団体等への支出の基準について

運用指針では、「政務活動費を充当できる経費の主な例」が例示されていて、これと内容が沿うものに充当している。

運用指針では、調査研究費において、各種団体との年会費、勉強会参加費用、会報等資料の費用及び交通費に充当することが認められている。

また、広聴費において、各種団体等との意見交換や各種団体等が開催する会議、式典等への参加に要する費用に充当することが認められている。

議員活動は、多岐にわたるため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の可否は判断できないものとする。

例えば、宗教・倫理団体への支出については、参加した議員に確認したところ、宗教・倫理活動などを行ったわけではなく、団体の関係者や会員の方から広く県政に係る意見や要望を聞いたり、意見交換を行ってきたと回答を得ている。

なお、請求人が「精神活動、宗教活動は政務から外すべき」と主張しているものは、領収書等貼付用紙に記載のあるとおり「意見交換会会費」であることを確認している。

同様に、グラウンドゴルフやティーボールの団体への参加、年会費の支出についても、地域コミュニティの団体の会員と親睦を深め、参加会員からの要望・意見、その地域課題などを聞くことができる重要な機会であると回答を得ている。

(6) 議員に同伴する事務員等へのセミナー参加費や食事代について

運用指針では、研修会、講演会、勉強会及び研修会において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められており、交通費や食事代などの支出も政務活動費の支出の対象となっている。

食事代に充当した案件について、会派に確認したところ、午前から午後にかけて視察や要望等を行っており、昼食代を支出する必要があることを確認した。

第5 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により、次の事実を確認した。

(1) 請求人が領収書の「宛名なし」「宛名なきものは無効」と主張している証拠書類については、いずれも「会派名の宛名」が余白に補記されている。

また、党印を押印するなどの宛名を加筆したと見られる領収書はなかった。

(2) 請求人は「請負業者名は公開されるべき」と指摘している箇所については、請負者の個人名が記載されているが、個人情報に該当しているため、「埼玉県議会情報公開」の規定に基づき、非公開としている。

(3) 勉強会への支出については、対象となる活動の例として運用指針に記載がある。

また、運用指針には、使途の欄に特定の名称や個別名称等を記載することを求める記載はない。

(4) グラウンドゴルフ年会費、世界平和女性連合埼玉第2連合会との意見交換会、新しい歴史教科書をつくる会集会参加費、全日本年金者組合熊谷支部の年会費、家庭倫理の会会費については、地域コミュニティ団体の会員と交流し、参加会員から要望・意見や地域課題等を直接聞いたり、意見交換を目的としているものである。団体の集会や意見交換会への参加について団体の関係者や会員との意見交換等があったが、歴史思想観の働きかけや宗教活動などは一切行っていないと、それぞれの議員からの回答を得ている。

(5) 視察に行った際の同伴者の食事代、会派の事務員のセミナー参加費については、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 請求人は、グラウンドゴルフ同好会の運営費、故人の業績を表彰する活動、ティーボール大会の運営費、グラウンドゴルフ会費、精神活動・宗教活動団体の会費、歴史思想観を働きかける集会の参加費、年金組合活動の会費、倫理活動団体の会費等、精神活動・宗教活動団体への参加費については、政務活動費の支出の対象ではないと主張する。

しかしながら、議員活動は、広範かつ多様のため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の是非は判断できない。また、これらの団体の活動への参加が、必ずしも自身の遊戯活動や精神活動・宗教活動を意味するわけではない。

したがって、これらの団体の活動の参加については、運用指針に定める「各種団体等との意見交換」や「各種団体等が開催する会議、式典等への参加」に要する費用から逸脱しているとまではいえない。

(2) 請求人は、勉強会や調査研究補助という使途はないので、これらに支出した金額は返

還されるべきと主張する。

しかしながら、運用指針では、勉強会は、調査研究費において、対象となる活動の例として充当が認められている。また、使途欄を記入する際は、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないため、使途の欄に調査研究補助費と記載していることについては認められる。

したがって、これらの記載に不備があるとはいえない。

- (3) 請求人は、領収書の記載について不備、不足があると主張している。具体的には領収書の宛名に氏名が書かれていない、発行者が書いていない、後日加筆されている、党印を後日第三者が押印していると主張している。

しかしながら、運用指針においては、証拠書類として提出される領収書について、5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」としている。そして、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められる。補記は様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらない。また、宛名を加筆したと見られる領収書はなかった。

したがって、これらの領収書に改ざんや証拠書類としての不備があるとはいえない。

- (4) 請求人は、請負業者名が公開されていない、と主張している。

しかしながら、請求人の指摘箇所については、個人情報に該当することから、「埼玉県議会情報公開条例」に基づき、非公開となっているだけであり、議会事務局に提出されているものには、請負業者名が記載されている。

したがって、当該箇所は不備ではない。

- (5) 請求人は、同伴者の食事は支出できない、事務員のセミナー代は支出できないと主張している。

しかしながら、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

したがって、当該支出は認められる。